

# 子ども安心カード導入は

## 現行の保健調査票で対応

**教育次長**  
1、過去3年間の状況は、学校内では3回、登校時、通学路等で4回程度、救急搬送された事例がある。情報の伝達は、主に養護教諭がその任に当たっている。現場に居合わせない時は児童や教員から聞き取った

**問** 子ども達が学校生活の中で病気やけがなどで、救急搬送される状況になった時に、正しい情報の伝達が迅速に行われるように次の点について問う。  
1、町内の学校において救急搬送された事例はあるか。あった場合、その時の情報伝達はどのようにされたのか。  
2、保護者の同意をいいただき救急隊員に渡せる「子ども安心カード」を導入出来ないか。



池田 るみ 議員

情報を口頭で伝えている。  
2、子ども安心カードの導入については、名称が違うが、現在、使用の保健調査票がそれに当たり、情報が網羅されており対応はできているというように考えている。  
例えば佐久広域全体の消防署の取り決めの中で必要とあれば、整備を研究していく必要があると考えている。



# なぜ公民館使用料を見直すのか

## 自律改革案に沿った改定



池田 健一郎 議員

**問** 町教育委員会では、先頃公民館活動をしているグループの代表を集めて、館使用料の減免率を見直す旨を伝えたと聞いている。エコールは、生涯学習の施設と位置付け、活動の拠点として多くの町民に利用されて来た。今回は事実上の値上げで、利用者にとって大きな負担増となり、公民館活動の妨げになると思われる。町の方考え方を問う。

**教育次長**  
利用しているグループはフオークダンス愛好会等33団体・登録者数526名で、1団体当たり年間利用回数は28回程度になっている。今回の改定は減免率の変更で、公的団体（社協・体育協会等）が使用する場合は100%減免で無料扱いであるが、町民や町内事業所が

入場料を徴収しないで使用する区分は減免率80%を50%に縮減するものである。町が合併せず自立の道を歩むことを決めた時に策定した自律改革案では50%となっていたが、今回17年ぶりの消費税の改定等による単価上昇もあるが、エコール開館11年経過する中で初めての見直しをお願いしたい。  
**町長**  
負担をお願いすることにについてはご協力願いたい。またB.G.体育館等の体育施設は既に50%減免に改定されているので、合わせて理解をお願いしたい。



エコールみよた

# 新道路整備計画は

## 東原西軽井沢線、調査費計上

**企画財政課長**  
財源推計は将来3カ年を基本的に推計し、投資的財源にどのくらいの一般財源が使えるかを推計するもので、国保会計等の特別会計は含まれない。  
国保会計の問題は急激な医療費の増大と考える。また、過去に国保税の値下げにより基金を一気に吐き出

**問** 第4次御代田町長期振興計画（後期平成23～27年度）は超長期計画として2万人公園都市構想を掲げているが、将来人口の減少予測や、高齢化による国保会計等の健全運営も難しくなっている。計画残期間も2年あるのを見直しが必要と考える。  
また、社会資本総合計画は平成26年からの新計画となるが、どのような整備計画を予定しているのか。



野元 三夫 議員

したことも、長期的にみると問題であったと考える。  
**副町長**  
人口推計は国勢調査を元に、サンセア間生手法で変動率を見て人口傾向を推計し、幼児教育・保育園等の施策を行っている。

**建設課長**  
安心して通行できる交通体系の構築の一つとして、西軽地区の中山道から桜ヶ丘を通り、ソルヤさんの南側あたりへ抜ける、東原西軽井沢線のルート調査等の調査委託費を、平成26年度予算計上してある。



# 都市計画区域と都市計画税の見直しは

## 将来的に解決する課題



内堀 恵人 議員

**問** 当町は、昭和38年に都市計画区域が指定され50年が経過した。指定区域は都市計画税が課税され、区域外は課税されない不公平感がある。  
今まで2回一般質問をし、町は引き続き調査検討する答弁であったが、作業は進んでいるか問う。

**建設課長**  
御代田町は、昭和31年に旧御代田村、伍賀村、小沼村が3村合併し、昭和38年に、都市計画区域が指定され施行した。  
都市計画区域は、自然的、社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮し、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域という原則のもとに指定されている。  
御代田町は、3村合併の

中で1村が外れている。当時計画した都市計画街路や都市公園等の都市施設整備は、伍賀地域には必要ないという判断の中で除外された。  
現在のところ、伍賀地区に大きな社会情勢の変化による新たな都市施設の整備計画がなく、伍賀地区を都市計画区域に編入するための明確な変更目的や将来ビジョンがない。  
都市計画税の不公平感という理由のみで県に同意は得られないが、都市計画区域の見直しは検討していくと認識している。

**町長**  
当時の首長の判断が分からない。何か理由があったのか、その後、公共下水道事業や公園整備、いわゆる都市計画事業が始まった。同じ町内で、一部の地域には特定税金が賦課され、一部の地域では賦課されない不公平については、将来的に解決する課題の一つと認識している。